

鉄道警察隊の運営に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年京都府警察本部訓令第10号）の制定に伴い、鉄道警察隊の活動区域、鉄道事業者等との連携、活動計画、活動要領等、鉄道警察隊の運用に関する細部事項を定めたものです。